

菰野町地域公共交通会議設置要綱新旧対照表

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 菰野町<u>地域公共交通会議</u>（以下「<u>交通会議</u>」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、<u>地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 菰野町は、<u>道路運送法（昭和26年法律第183号）、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）</u>の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、<u>利用者の利便の増進のための施策及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、菰野町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。</u></p>
<p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>町の公共交通政策の推進に関する事項</u></p> <p>(4) <u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通網形成計画の策定及び実施に関する事項</u></p> <p>(5) (略)</p>

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 交通会議は、委員<u>20</u>名以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。</p> <p>(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者<u>又は</u>その組織する団体の指名する者</p> <p>(2) 一般旅客自動車運送事業者<u>又は</u>その組織する団体の指名する者</p> <p>(3) 住民<u>又は</u>利用者の代表</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>菰野町職員</u></p> <p>(11) (略)</p> <p>(<u>会長及び副会長</u>)</p> <p>第5条 交通会議に会長<u>及び</u>副会長各1名を置く。</p> <p>2 <u>会長は、委員の互選によりこれを定める。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 交通会議は、委員<u>30</u>名以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。</p> <p>(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者<u>及び</u>その組織する団体の指名する者</p> <p>(2) 一般旅客自動車運送事業者<u>及び</u>その組織する団体の指名する者</p> <p>(3) 住民<u>及び</u>利用者の代表</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>副町長及び町職員</u></p> <p>(11) (略)</p> <p>(<u>役員</u>)</p> <p>第5条 交通会議に会長、<u>副会長及び座長</u>各1名を置く。</p>

改正前	改正後
<p><u>3</u> 会長は、<u>会務を総理し、交通会議を代表する。</u></p> <p><u>4</u> 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 <u>交通会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> 交通会議の議決方法は、全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれた場合において、議長がやむを得ないと認めるときは、議長及び出席委員の<u>過半数</u>をもって決するものとする。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p>	<p><u>2</u> 会長は<u>副町長とし、交通会議を代表する。</u></p> <p><u>3</u> 副会長<u>及び座長</u>は、委員のうちから、会長が指名する。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> <u>座長は、交通会議の議長となる。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第6条 交通会議は、必要に応じて会長が招集<u>する。</u></p> <p><u>2</u> <u>委員は、委任状により代理者を出席させることができる。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> 交通会議の議決方法は、全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれた場合において、議長がやむを得ないと認めるときは、議長及び出席委員の<u>3分の2以上</u>をもって決するものとする。</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>(幹事会)</u></p>

改正前	改正後
<p>(庶務)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(その他)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p>	<p><u>第8条</u> 交通会議は、交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、<u>幹事会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 幹事会の委員は、第3条に定める委員のうち、協議の内容により会長が必要と認める者で構成する。</u></p> <p><u>3 幹事会は、必要に応じて委員以外の者に対し資料の提出、意見等を求めることができる。</u></p> <p><u>4 幹事会において協議した事項については、交通会議へ報告するものとする。</u></p> <p>(庶務)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(その他)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p>

附 則 (平成29年5月18日告示第118号)

この告示は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。